

## 港北区スクールゾーン推進組織助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スクールゾーン推進組織を中心に、交通事故防止を目的とする地域の自主的な活動に対し、助成金を交付するために必要な事項を定める。

2 スクールゾーン推進組織への補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 スクールゾーン内の交通事故防止を目的として結成された組織で、地域内のPTA、自治会町内会、婦人会、青少年団体等の代表者をもって構成され、自主的な活動を行っている団体に対して助成金を交付する。

(助成金交付金額)

第3条 助成金の額は、1組織当たり20,000円とする。

(助成金交付申請)

第4条 この要綱により助成金の交付を受けようとするスクールゾーン推進組織は、年度ごとに次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

- (1) スクールゾーン推進組織助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 年度事業計画書（第2号様式）
- (3) 予算書（第3号様式）
- (4) 会員名簿、規約等組織の内容を示す書類

(助成金の決定及び交付)

第5条 区長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは申請者に助成金交付決定通知書（第4号様式）を交付する。

(助成金の使途)

第6条 助成金は、スクールゾーンの推進活動以外に充当してはならない。

(助成金の返還)

第7条 区長は、助成金がこの要綱の趣旨に反して不正に使用されたとき又は精算の結果、助成金の残額が生じたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(活動結果の報告)

第8条 助成金の交付を受けたスクールゾーン推進組織は、毎年4月30日までに前年度の活動結果報告書（第5号様式）及び決算書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は前項の規定による報告を受けた場合においては、その報告に係る助成事業等の成果が助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）を交付するものとする。

式)により当該助成事業者に通知するものとする。

(関係書類の保存期間)

第9条 補助金を交付された団体は、この補助金に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、5年間保存しなければならない。

(補助金交付に係る書類の閲覧)

第10条 補助金を交付された団体及び区長は、横浜市市民協働条例(平成24年6月条例第34号)第7条に基づき、第1号様式及びその添付書類(会員名簿を除く)、第4号様式又はその写し、第5号様式及び第6号様式を、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う期間は、補助金交付の日から2年間とする。ただし、第5号様式及び第6号様式については、当該書類を区長に提出した日から2年間とする。

3 第1項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	補助金交付を受けた団体	区長
閲覧場所	団体が指定する場所	港北区地域振興課
閲覧時間	団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで。ただし休日及び年末年始を除く。

4 閲覧の申し出は、閲覧票(第8号様式)によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度区長が決定する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。